

都市の低炭素化の促進に関する法律に係る低炭素建築物新築等計画の 認定事務処理要領

(目的)

第1条 この要領は、都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号。以下「法」という。）第53条第1項に定める低炭素化のための建築物の新築等に関する計画（以下「低炭素建築物新築等計画」という。）の認定に係る事務に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要領において使用する用語の意義は、法に定めるところによるほか、次の各号に掲げる用語について、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 申請者 低炭素建築物新築等計画の認定を受けようとする者をいう。
- 二 認定申請 低炭素建築物新築等計画の認定に係る申請をいう。
- 三 審査機関 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号。以下「建築物省エネ法」という。）第15条第1項の登録建築物エネルギー消費性能判定機関（非住宅用途の建築物の審査に限る。）又は住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号。以下「品確法」という。）第5条第1項の登録住宅性能評価機関（住宅用途の建築物の審査に限る。）をいう。
- 四 申請書等 法第53条第1項及び法第55条第1項に係る認定申請書及び変更認定申請書をいう。
- 五 技術的審査 低炭素建築物新築等計画の法第54条第1項に定める基準への適合に係る審査をいう。
- 五の二 適合証等 山口市使用料、手数料徴収条例（平成17年山口市条例第53号）別表第15の「適合証」及び「市長が別に定める書類」をいい、別表に定める適合証等の欄のいずれかの書類をいう。
- 六 届出 建築物省エネ法第19条第1項又は同法第20条第2項の規定による届出又は通知をいう。
- 七 完了報告書 法第60条の規定による容積率の特例の適用を受けた建築物の建築工事が完了した旨の報告書（別記様式第5号）をいう。
- 八 工事監理報告書 建築士法（昭和25年法律第202号）第20条第3項に規定する工事監理報告書又は建設工事の受注者による発注者への工事完了の報告書をいう。

(事前審査)

第3条 申請者は、認定申請に先立ち、別表に定める適合証等に関し審査機関による技術的審査（以下「事前審査」という。）を受けることができる。

(認定申請)

第4条 申請書等の様式、添付図書、記載事項等は、都市の低炭素化の促進に関

する法律施行規則（平成 24 年国土交通省令第 86 号。以下「規則」という。）による。

- 2 申請者は、法第 60 条の規定による容積率の特例の適用を受けようとする場合には、申請書等の第二面の備考欄に、容積率の特例の適用を受ける部分の用途、当該部分の床面積を記載するものとする。
- 3 申請書等の提出部数は、次の各号のとおりとする。
 - 一 正本 1 部、副本 2 部
 - 二 事前審査を受けた場合は、前号の副本の部数から 1 を減じた部数
- 4 申請書等に併せて、認定申請に係る建築物の建築確認を受けることを申し出る場合の確認の申請書は、建築基準法施行規則（昭和 25 年建設省令第 40 号）第 1 条の 3 の各号に掲げる図書及び書類とし、提出部数は次の各号のとおりとする。この場合において、同条各号に規定する図書の種類ごとの明示すべき事項について第 1 項の添付図書に明示したときは、当該図書を添付しないことができるものとし、建築基準法第 15 条第 1 項に規定する建築工事届又は建築物除却届を 1 部提出するものとする。
 - 一 正本 1 部
 - 二 建築基準法第 6 条の 3 第 1 項に規定する構造計算適合性判定を要する場合は、同条第 4 項に基づく通知書又はその写し 1 部
- 5 規則第 41 条第 1 項に定める山口市長（以下「市長」という。）が必要と認める図書は、次のとおりとする。
 - 一 適合証等 申請者は、事前審査を受けている場合は、適合証等及び当該副本又は副本の写しを、申請書等の添付図書として提出すること。この場合において、適合証等の原本は、第 3 項に定める副本に添付するものとする。
 - 二 住宅型式性能認定等の証書 建築物に係るエネルギーの使用の合理化の一層の促進その他の建築物の低炭素化の促進のために誘導すべき基準（平成 24 年経済産業省・国土交通省・環境省告示第 119 号）Ⅱ. 第 1 第 6 項に規定する劣化対策等級 3 への適合状況を確認する場合で、品確法第 33 条第 1 項の規定に基づく、型式住宅部分等製造者認証書が添付された場合においては、当該事項に係る図書を添付することを要しないものとする。
- 6 申請者は、法第 60 条の規定による容積率の特例の適用を受けた建築物の建築工事が完了した場合は、第 2 条第 7 号の完了報告書に、同条第 8 号の工事監理報告書及び建築基準法第 7 条第 5 項又は同法第 18 条第 18 項に規定する検査済証を添えて、提出するものとする。

（申請書等の審査）

- 第 5 条 市長は、正本、副本共に第一面の受付欄に受付日を記入し、別記様式第 1 号による台帳を整備し、申請書等を受理した場合及び認定した場合は、台帳に必要事項を記入するものとする。
- 2 市長は、建築確認申請が併せて行われた場合は、建築基準法施行規則に基づき添付書類等の確認を行い、速やかに建築主事に通知するものとする。
- 3 市長が行う技術的審査は、次のとおりとする。

- 一 事前審査を受けている場合は、適合証等が添付され、添付図書に技術的審査が終了した旨の押印がされていることを確認するものとする。
- 二 事前審査を受けていない場合は、市長は、審査機関に技術的審査を委託することができるものとする。
- 三 市長から技術的審査を受託した審査機関は、速やかに審査を行い、審査の結果を文書により市長に通知するものとする。
- 4 市長は、申請書等の内容が基準に適合すると認められる場合には認定を行い、低炭素建築物新築等計画認定通知書（以下「認定通知書」という。）に申請書の副本（建築確認申請が併せて行われた場合は、確認の申請書の副本を含む。）及びその添付図書を添えて、申請者に交付するものとする。
- 5 市長は、認定を行った場合、当該建築物が建築物省エネ法の規定による届出をしなければならない建築物に該当する場合には、認定通知書の写しに副本を添付し、建築物省エネ法所管部局に通知するものとする。
- 6 第4項の認定を受けた者又は認定低炭素建築物の譲渡を受けた者（以下「認定建築主等」という。）は、当該建築物が建築物省エネ法の規定による建築物エネルギー消費性能適合性判定又は届出をしなければならない建築物に該当する場合で、当該建築物の所有関係に変更が生じた場合においては、別記様式第2号による認定建築主等変更届を提出するものとする。この場合において、市長は、当該届の写しを建築物省エネ法所管部局に通知するものとする。
- 7 市長は、第4項の認定をしない場合には、別記様式第3号による不認定通知書を交付するものとする。
- 8 市長は、申請書等を受理してから認定するまでの間に、申請者から取下げの申し出があった場合には、別記様式第4号による取下げ届を提出させ、申請書類一式を申請者に返却するものとする。
- 9 第1項から前項までの規定は、法第55条第1項の変更の認定について準用する。この場合において、第4項中「低炭素建築物新築等計画認定通知書」とあるのは、「低炭素建築物新築等計画変更認定通知書」と読み替えるものとする。
- 10 市長は、完了報告書の提出があった場合は、建築基準法第7条第5項又は同法第18条第18項に規定する検査済証、工事監理報告書により、認定のとおり工事を完了したことを、提出された書類により確認の上、台帳に報告年月日を記載するものとする。

（認定の取消し）

- 第6条 市長は、認定通知後、当該認定建築主等において法第57条の規定に基づく改善命令に対する違反が認められた場合又は認定建築主等から、認定低炭素建築物新築等計画に基づく建築物の新築等を取りやめる旨の申出書の提出があった場合は、認定の取消しを行い、当該認定建築主等に対し、別記様式第6号による認定取消通知書を交付するものとする。
- 2 市長は、前項の規定による認定の取消しをした場合においては、建築物省エネ法所管部局に通知するものとする。

(文書の保存期間)

第7条 台帳の保存期間は、永年とする。

2 申請書等の保存期間は、法第60条の容積率の特例を受ける場合は、永年とし、その他の場合は、第5条第4項の認定をした日の属する年度の末日から起算して、10年とする。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成24年12月4日から施行する。

(施行期日)

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

別表 (適合証等)

対象建築物	適合証等	審査機関等
全ての建築物	適合証(法第54条第1項各号に掲げる基準に適合していることを証する書類。)	第2条第3号で定める審査機関(登録建築物エネルギー消費性能判定機関又は登録住宅性能評価機関※)
一戸建ての住宅、共同住宅等、複合建築物のうち住戸の部分	品確法第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書(日本住宅性能表示基準に基づく断熱等性能等級4及び一次エネルギー消費量等級5に適合している場合に限る。)の写し。	登録住宅性能評価機関

※複合建築物の適合証に係る審査機関は、登録建築物エネルギー消費性能判定機関かつ登録住宅性能評価機関であるものに限る。